（電気事業会計規則の一部改正）

第六条　電気事業会計規則（昭和四十年通商産業省令第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一のうち⑧営業費用の表他社購入電力料の科目他社購入電源費の項備考欄中「料金（」の下に「発電側託送供給料金（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）第一条第二項第三号に規定する発電側託送供給料金をいう。以下同じ。）に相当する額を含む。」を加える。

別表第一のうち⑯営業収益の表他社販売電力料の科目他社販売電源料の項備考欄中「係る料金」の下に「（発電側託送供給料金に相当する額を含む。）」を加え、同表託送収益の科目接続供給託送収益の項備考欄中「いう。」の下に「需要側託送供給料金（一般送配電事業託送供給等約款料金算定規則（平成二十八年経済産業省令第二十二号）第一条第二項第二号に規定する需要側託送供給料金をいう。以下同じ。）の回収に係る収益と発電側託送供給料金の回収に係る収益とを区分して整理する。」を加える。

別表第三第十五表を次のように改める。

第１５表

託送収益明細表

年　月　日から
年　月　日まで

事業者名　（単位 千円）

	送電電力量（MWh）	供給電力料金		
		基本料金	従量料金	合計
接続供給託送収益				
基準接続託送供給収益				
需要側託送供給料金の回収に係る収益				
発電側託送供給料金の回収に係る収益				
インバランスの供給に係る収益	（　）			
賠償負担金の回収に係る収益 廃炉円滑化負担金の回収に係る収益 配電事業に係る譲受価格・借受価格等の定期支払額				
その他託送収益				

（記載注意）

1　基本料金の欄には固定的に支払いを受ける料金、従量料金の欄には電気の使用量に応じて支払いを受ける料金を記載すること。

2　送電電力量の欄の（　）内には、インバランスの供給量の再掲分を記載すること。